

## 第812回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成23年2月16日（水）午後2時から  
場 所：県行政庁舎 16階 教育委員会会議室

- 1 出席点呼
- 2 開会宣言
- 3 第811回教育委員会会議録の承認について
- 4 第812回教育委員会会議録署名委員の指名
- 5 専決処分報告  
第330回宮城県議会議案に対する意見について (総務課)
- 6 議 事  
第1号議案 第330回宮城県議会議案（追加提出分）に対する意見について (総務課)  
第2号議案 職員の人事について (総務課・教職員課)  
第3号議案 東北歴史博物館協議会資料収集専門部会委員の人事について (文化財保護課)  
第4号議案 宮城県多賀城跡調査研究委員会委員の人事について (文化財保護課)  
第5号議案 文化財保護条例施行規則の一部改正について (文化財保護課)
- 7 課長報告等  
(1) 拓桃医療療育センター・拓桃支援学校整備事業に係る大規模事業評価について (特別支援教育室)  
(2) 登米地区統合校に係る校舎等改築事業に伴う大規模事業評価について (施設整備課)  
(3) 登米地区統合校（総合産業高校）開校に向けての検討状況について (高校教育課)  
(4) 平成23年度県立中学校の入学選抜結果について (高校教育課)  
(5) 平成23年度宮城県公立高等学校入学選抜に係る第2回志願者予備調査並びに推薦入試及び連携型入試について (高校教育課)
- 8 協 議  
(仮称)「学ぶ土台づくり」推進計画最終案について (教育企画室)
- 9 資 料（配付のみ）  
再編により閉校する高校について (高校教育課)
- 10 次回教育委員会の開催日程について
- 11 閉会宣言

## 第 8 1 2 回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 平成 2 3 年 2 月 1 6 日 (金) 午後 2 時から

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席委員 大村委員長, 佐々木委員, 勅使瓦委員, 佐竹委員, 小林教育長 (青木委員欠席)

4 説明のため出席した者

菅原教育次長, 高橋教育次長, 吉田総務課長, 鈴木教育企画室長, 菅原福利課長, 後藤教職員課長, 熊野義務教育課長, 菊池特別支援教育室長, 氏家高校教育課長, 雫石施設整備課長, 山内スポーツ健康課長, 西條参事兼生涯学習課長, 後藤文化財保護課長ほか

5 開 会 午後 2 時

6 第 8 1 1 回教育委員会会議録の承認について

委 員 長 (委員全員に諮って) 承認する。

7 第 8 1 2 回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

委 員 長 勅使瓦委員及び佐竹委員を指名する。  
本日の議事日程は, 配付資料のとおり。

8 秘密会の決定

議 事

第 2 号議案 職員の人事について

第 3 号議案 東北歴史博物館協議会資料収集専門部会委員の人事について

第 4 号議案 宮城県多賀城跡調査研究委員会委員の人事について

委 員 長 本日の「議事」のうち第 2 号議案から第 4 号議案までについては, 非開示情報が含まれていることから, その審議については秘密会としてよろしいか。

(委員全員異議なし)

この審議について秘密会とする。

なお, 第 2 号議案については, 速やかに事務処理を行う必要があることから, 秘密会による審議を直ちに行ってよろしいか。

(委員全員異議なし)

それでは, これより秘密会での審議等を行い, その後で秘密会以外の審議等を行う。

会議録は別紙のとおり。(秘密会のため非公開)

9 専決処分報告

第 3 3 0 回宮城県議会議案に対する意見について

(説明者: 教育長)

資料は 1 ページから 1 2 ページまでとなる。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づき, 平成 2 3 年 2 月 8 日付で知事から意見を求められたことから, 教育長に対する事務の委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により, 平成 2 3

年2月10日付で専決処分し、異議のない旨回答したことを報告するものである。

はじめに、「予算議案」について、3ページの「平成23年度当初予算案の概要」を御覧願いたい。

教育委員会の予算総額は197,825,436千円で、前年度当初予算額と比較すると2,651,327千円の増額となる。その主な要因は、一般職に係る給料の削減が今年度で終了することに伴う給料の増や、県立学校施設整備計画に伴う整備費の増などである。主な事業の予算については一覧表のとおりであり、それぞれの事業概要については、6ページ以降の資料に概略を記載している。

次に、「債務負担行為」については、古川黎明中学校・高等学校校舎等改築工事など、6件について必要な期間及び限度額の債務負担を処理するものである。

次に、国の経済対策に係る補正予算について、4ページの「平成22年度補正予算案の概要」を御覧願いたい。

教育委員会の補正予算総額は、585,260千円の増額補正であり、その主な内容は、国の補正予算で措置された「地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金」及び「地域活性化・きめ細やかな交付金」を活用し、美術館・東北歴史博物館などの社会教育施設や、県サッカー場などの社会体育施設の老朽化した施設設備の改修等に要する経費、特別支援学校等の老朽化した給食用設備の更新、高等学校の産業教育に係る実験実習設備の整備等の教育環境の充実を図る事業等に要する経費として、所要の額を計上しているものである。

次に、予算外議案の概要について、5ページを御覧願いたい。

議第17号議案は、知事等の特別職に係る給与及び一般職に係る管理職手当を、3%ないし5%削減しようとするもの。議第24号議案は、教育委員会事務局等職員及び学校教職員の定数を改定しようとするものである。

以上のとおり御報告申し上げます。

( 質 疑 )

佐々木委員 資料の6ページから8ページまでの項目を見ると、【豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成】、【障害のある子どもたちへのきめ細やかな教育の推進】、【信頼される魅力ある教育環境づくり】というような項目であり、本当に実現してほしいと感じるところである。

教 育 長 この項目については、昨年度策定した教育振興基本計画の中において、施策の基本方向としたものであり、それに沿って具体的な事業を措置しているということである。

佐々木委員 その基本方向に向けて、少しずつ進んでいると捉えてよいか。

教 育 長 平成23年度は当該計画の2年目となる。初年度に引き続いて計画の目標実現に向けた事業を進めていくため、様々な工夫をこらしたところである。

委 員 長 この項目に沿う教育の実現が期待されていると考えるので、内容が伴うようしっかりと頑張っていきたいと考えるところである。

## 10 議 事

### 第1号議案 第330回宮城県議会議案（追加提出分）に対する意見について

(説明者：教育長)

資料は1ページから3ページまでとなる。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、平成23年2月15日付で知事から意見を求められたことから、異議のない旨回答をしようとするものである。

3ページの「平成22年度2月補正予算案の概要」を御覧願いたい。教育委員会関係の2月補正予算案の主な内容については、支給割合の改正等により、職員手当を減額計上しているほか、多くの事務事業で減額計上を行っている。これらは委託業務や工事の契約請け差、事業の見直しや節減等に努めた結果、予算に残額が生じたものであり、総額として4,131,882千円を減額計上している。

次に、繰越明許費については、学力向上対策事業など、8事業について所要の額を計上している。繰越の要因としては、設計内容の検討に不測の日数を要したことや、国の経済対策に対応するため、時期的に年度内の物品調達が困難になったことなどによる。

平成23年2月県議会に追加提出される予算議案の内容は、以上のとおりである。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

( 質 疑 )

勅使瓦委員 単純に感じた点である。職員手当で30億円の減額補正を行っているが、1人500万円の年間人件費と考えると、人数にして600人分になる。600人といえば、宮城県内の小中学校全てに、教員が1名ずつ行き渡る計算になることから、この就職が厳しい状況においては、そういった部分で雇用の確保を図るということもあっていいのかなと感じたところである。制度論的に無理な話であることは承知しているが。

教育長 この約30億の減額補正については、職員の期末勤勉手当の支給割合の改正に伴うものであり、制度に基づくものであることから、やむを得ないと思うものである。

委員長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

### 第5号議案 文化財保護条例施行規則の一部改正について

(説明者：教育長)

資料は18ページから29ページまでとなる。

今回の改正は、県指定文化財の指定及び管理に関して統一的な事務手続きを定め、文化財の一層の適正管理を図ろうとするものである。

具体的には、県の指定文化財を指定した際に、これまで指定通知と併せて指定書の交付をするものと、指定通知のみとしていたものと、二通りの取り扱いをしていたものである。指定文化財については、指定書の交付要望があることなどから、今回、全ての県指定文化財について指定書の交付を行うこととし、合わせて県指定有形文化財の公開許可申請期限の設定などの細部の手続きについて、所要の改正を行うものである。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

( 質 疑 )

委員長 これまでの指定書の交付、不交付の区分はどのように行われていたのか。

文化財保護課長 文化財保護法は昭和25年に制定されているが、県の文化財保護条例もそれに合わせて制定し、文化財保護条例の細則、指定書に関わる様式類などを規則で定めているところである。

この文化財保護法の制定の大きな契機となった事件に法隆寺金堂の火災があり、当初、保護の中心に据えられたのは、建造物のような有形文化財であったと思われる。もちろん、文化財には有形のほかにも無形もあり、民俗文化財、さらには史跡名勝といった様々な種類があるが、同時期の法律制定で整えることができず、時代とともに発見され、その必要性が生じたことなどから、法律に追加されてきているものがある。

県では、これまでは主に、有形文化財と埋蔵文化財の指定が多かったものであるが、近年になり、民族文化財や史跡名勝天然記念物の文化財指定が増えており、その際には、指定書を交付してほしいという要望が出てきていたものであることから、今回、規則改正によりその様式等の統一を図ろうとするものである。

佐竹委員 今回の部分を詳しく伺いたい。指定書が出る、出ないの仕切りはこれまでどこにあったということなのか。

文化財保護課長 県内の文化財については、その指定数が多いもの、つまり有形文化財や埋蔵文化財に

関しては、そもそも要望があったということで、当初から「指定書を交付」していたものであるが、指定数が少ないものや、新しく追加されたものについては、「指定書を交付しない」取扱いになっていたことから、今回、県内の文化財全体について統一した事務処理を行いたいというのが、今回改正案の趣旨である。

佐々木委員 資料の19ページに「公開許可申請期限の規定を追加する。」というくだりがあるが、県民が文化財に接する機会がかなり制限されるということなのか、文化財管理のために、その必要性が起きうるといふことなのか。

文化財保護課長 委員が心配する制限を加えるものではない。文化財の所有者以外の者が、文化財を公開しようとする許可を教育委員会から受けるに際しては、その文化財を移動しようとする10日前までに、許可申請をするよう定めようとするものである。

委員長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

## 11 課長報告等

### (1) 拓桃医療療育センター・拓桃支援学校整備事業に係る大規模事業評価について

(説明者：特別支援教育室長)

資料の1ページを御覧願いたい。

本事業については、昨年11月16日に開催された教育委員会定例会において、「今後の拓桃支援学校について」としてその概要を御報告申し上げたところである。事業内容については、拓桃医療療育センターを県立こども病院の敷地内に移転・整備することに伴い、拓桃支援学校を併せて移転・整備する事業である。

拓桃医療療育センター・拓桃支援学校整備事業については、昨年12月1日に事業の実施を宮城県行政評価委員会に諮問し、本年1月17日に「事業を実施することは妥当と認める。」との答申を受けている。

その答申の内容を踏まえ、1月24日に開催された政策・財政会議において事業の実施が決定され、2月7日に開催された同会議において平成23年度当初予算に反映することが決定されたものである。

2の「事業の概要」については、昨年11月16日の教育委員会定例会において御説明申し上げているので、3の「スケジュール」から御説明申し上げる。

平成22年度の大規模事業評価を受け、平成23年度から24年度は基本設計及び実施設計を行い、平成24年度については、本事業において敷地を一部使用する宮城広瀬高等学校の施設を移設する工事を実施する。平成25年度から26年度においては、本体工事及び附帯施設の工事を行い、平成27年度中に供用を開始する予定となっている。

4の「宮城県行政評価委員会及び同委員会大規模事業評価部会の意見等」について、大規模事業評価部会においては、2回の審議、1回の現地調査が行われ、事業実施にあたり検討すべき事項として4点の意見が付されたものの、「事業を実施することは妥当であると認める。」との答申を得ている。また、県民意見聴取の実施では、1件の意見を受けている。

資料の2ページを御覧願いたい。事業を実施するに当たり検討すべき事項として、答申で意見が付された内容と、それに対する検討結果が①から④までに記載されているが、教育委員会に関連する部分となる③、④について御説明申し上げる。

まず、③について、「拓桃医療療育センター及び拓桃支援学校は、宮城県立こども病院と一体的に整備されることから、円滑な管理運営が行えるよう、施設整備後の運営形態のあり方について十分に検討すること。」という意見である。教育庁としては、「拓桃支援学校は、引き続き県が学校運営を行うこととし、医療・療育施設と連携して円滑な管理運営が行えるよう、関係者と十分な協議を行う。」ことと考えている。

④では、「建設地として、宮城県立こども病院及び隣接する宮城広瀬高等学校の敷地の一部を予定していることから、当該高等学校における教育環境の確保に配慮するとともに、地域住民や関係機関とも十分な調整を図ること。」との意見となっている。教育庁としては「宮城広瀬高等学校の敷地の一部を使用するに当たっ

ては、当該高等学校における教育活動に支障を来さないよう代替施設等の整備を確実に行う。」ことと考えており、「また、施設整備及び施設共用によって生じる周辺環境に対する影響に配慮するとともに、説明会を開催して事業について周知するなどして、地域住民や関係機関の理解を得られるよう努める。」ことと考えている。

次に、県民からの意見については、その内容が、「建設に伴う日影等の地域住民への影響について十分調査するとともに、説明会を開催してほしい。」等であり、教育庁としては「事業を所管する保健福祉部と調整を行い、真摯（しんし）に対応を行う。」ことと考えている。

5の「県による評価の結果、事業実施の決定及び反映状況」について、宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会における調査審議の経過、委員会からの答申ならびに県民意見聴取の結果を踏まえ、本事業について評価を行った結果、教育庁として本事業を実施することは適切であると判断したものである。また、1月24日に開催された政策・財政会議において本事業の実施が決定され、2月7日に開催された同会議において平成23年度当初予算に反映することが決定されたものである。

本件については、以上のとおりである。

（ 質 疑 ）

佐々木委員 宮城広瀬高校の敷地の一部を予定しているとのこと、同じような状況ではなく、まず問題は起きないと思うが伺いたい。

先日、県南の中学校を見学した際に、知的障害の子どもたちのクラスが校舎内の一部を使用しているという状況を見る機会があった。そのような障害のある子どもたちと同じ校舎内で学ぶということは、お互いにプラスになることのほうが多いと思うが、部分的に、子どもたちの生活動線が同じであるため、登下校時間など学校生活のリズムがずれることなどから、子どもたちの教育環境として見ると苦勞する部分があるということを知ったところである。

今回の件は、宮城広瀬高校に併設する、校舎の一部を使うというものではないが、同高校の敷地の一部を使用するという点で、支障となりそうな点、あるいは対応している部分などあるのか。

特別支援教育室長 今回、宮城広瀬高校の敷地の一部を使用して、拓桃医療療育センターと拓桃支援学校を建設するが、建物は別棟であり、壁は防音施工となることから、例えば、音という面での影響は生じないと考え、日常的な生徒の生活動線も交錯するところはない。

施設整備課長 施設面としては、宮城広瀬高校の長方形の敷地の北西側の一角、県立こども病院と接している場所を拓桃医療療育センター・拓桃支援学校の施設に使用させることとなる。そこには仕切りとしての塀を建て、別敷地になるということで、佐々木委員が懸念されるような問題は生じないといえる。

## （2）登米地区統合校に係る校舎等改築事業に伴う大規模事業評価について

（説明者：施設整備課長）

資料の4ページを御覧願いたい。

この事業については、平成22年10月22日に「行政活動の評価に関する条例」に基づき、事業の実施について宮城県行政評価委員会に諮問し、平成23年1月7日に「事業を実施することは妥当と認める。」との答申を受けているものである。この答申の内容を踏まえ、翌年度以降の事業実施方針について検討を行い、本年1月24日に開催された政策・財政会議において事業の実施が決定され、2月7日に開催された同会議において平成23年度の当初予算に反映されることが決定されたところである。

2の「事業の概要」及び3の「スケジュール」については、昨年10月22日に開催された教育委員会定例会において御説明申し上げていることから、本日は、4の「宮城県行政評価委員会及び同委員会大規模事

業評価部会の意見等」から御説明申し上げる。

宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会において、評価調書をもとに本事業の必要性や有効性、適時性及び効率性などについて、10月22日、12月17日の2回にわたる審議及び11月10日の現地調査が行われ、同委員会及び同委員会大規模事業評価部会から事業実施に当たり検討すべき事項として3点の意見が付されたものの、「事業を実施することは妥当と認める。」との答申を受けているところである。また、この間、10月22日から11月22日にかけて県民意見聴取を実施し、2件の意見を受けている。

5ページを御覧願いたい。はじめに、事業実施に当たり検討すべき事項としての意見3点の内容と、それに対する検討結果について御説明申し上げる。

1点目としては、「新設校は、複数の職業系専門学科を統合した県内初の総合産業高校であることから、環境などの視点を踏まえ、独自のカリキュラムの創設や新たな教育システムの導入についても積極的に検討を行うなど、地域性を生かした魅力ある統合校の構築に向けて、その特色が十分に発揮できるよう努めること。」という意見については、「独自のカリキュラムの創造や教育システムの導入について、環境などの視点を踏まえながら検討するとともに、地域性を生かした統合校の特色が十分に発揮できるよう努めていく。」ことと考えている。

2点目の、「新校舎の配置計画では、敷地の制約上やむを得ず道路を挟む配置となっていることから、交通管理者や道路管理者と協議を行うなど、生徒や教職員の道路横断時の安全対策について万全を期すこと。また、耐震性能やシックハウス対策などの施設環境についても十分に留意すること。」という意見については、「道路横断時の安全対策については、生徒指導に万全を期すとともに、道路管理者や警察などとも協議し必要な対策を講じていく。」ことと考えている。また、「耐震対策については、窓ガラスをはじめとする非構造部材を含めた建築物の耐震化を進めることとし、シックハウス対策については、県が制定した「県有施設のシックハウス対策マニュアル」等に基づき必要な措置を講じていく。」ことと考えている。

なお、新校舎の配置については資料の7ページに添付しているので、御覧願いたい。現在の上沼高等学校の校舎については解体の上、グラウンドとし、現在、体育館とグラウンドになっている部分は、半分を校舎・総合実習棟を新たに建築し、残り半分はグラウンドとして使用する配置としているものである。

5ページにお戻り願いたい。3点目として、「新たな総合産業高校の設置に当たっては、生徒や保護者などの学校関係者や地域住民との意見交換を行うなど、工事期間中はもとより、開校後の施設運営についても相互に理解が得られるよう十分に配慮すること。」という意見については、「新たな総合産業高校の設置に当たっては、学校関係者や地域住民との意見交換を適宜実施するとともに、開校後の施設運営についても相互に理解が得られるように対応していく。」ことと考えている。なお、「校舎の建築工事の実施に当たっては、工事車両の運行計画や騒音対策等について、地域住民に事前に説明を行うとともに、開校後に実施する校舎解体やグラウンド整備工事についても、同様にに対応していく。」ことと考えている。

次に、「県民からの意見及びその検討結果」について、1点目は、「就職のための教育を徹底して行うことを要望する。また、これまでの各校の推薦就職先に加え、さらに就職先を増やせるよう総合産業高校の発展を期待する。」という意見に対しては、「地域の企業や大学等と密接な連携を図ることにより、就業体験学習、長期校外実習等の実践的な教育を進めるとともに、各種検定や資格の取得にも取り組むことにより、生徒たちの就労を支援していく。」、また、「就職先についても、生徒たちの活躍の場がいままで以上に広がるよう取り組んでいく。」ことと考えている。

6ページに移り、2点目として、「環境工学科を設置して、太陽光発電、風力発電、ハイブリッド車の生産ラインの即戦力となる人材の育成を要望する。」という意見については、「地域の環境や産業の特性に配慮しながら、環境の視点を備えた人材の育成を目指し、将来にわたって、生徒たちがより高度で専門的な技術を身につけるための基礎となるような教育内容について、検討していく。」ことと考えている。

次に5、「県による評価の結果、事業実施の決定及び反映状況」について、本事業を所管する教育庁としては、同委員会大規模事業評価部会における調査審議の経過、同委員会及び同委員会大規模事業評価部会から

の答申並びに県民意見聴取の結果を踏まえ、本事業について行政活動の評価に関する条例施行規則に定める基準に基づき評価を行った結果、本事業を実施することは適切であると判断したものである。

また、本年1月24日に開催された政策・財政会議において本事業の実施が決定され、2月7日に開催された同会議において平成23年度の当初予算に反映することが決定されたところである。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

委員長 日本における色々な学校制度は、個人個人の能力にあった職業をどのように見つけていくかということについては、フィンランド等と比べるとかなり違う。これから、人口が減少していく中であって、「この人だったら、この仕事をうまくやることができる。」という、きめ細かな教育を行わなければならないと考えるものである。特別支援教育の場では、既に一人ひとりに合った取り組みを実施しているところであるが、そういったことの先端的な場所として、これからはできるだけ良い施設を造ってほしいと感じるところである。

勅使瓦委員 この総合産業高校は、学科の内容によっては、高校のつくり方が若干変わってくるということもあり得るのか伺いたい。

施設整備課長 どのような学科を設置するかについては、大筋は決定しているところであり、次の高校教育課長の報告で説明があると思うが、これから、当該校の基本設計に入るところであり、そのような学科についての検討を十分に設計の中に生かしていきたいと考えている。

委員長 個別の職業ニーズに適切に対応しなければならないが、そのニーズは時代によって変化するものでもあることから、なにか総合的に対応できる部分も考える必要はあるというところで、この設計は、色々と大変な仕事になると思うので、よろしく願いしたい。

### (3) 登米地区統合校（総合産業高校）開校に向けての検討状況について

(説明者：高校教育課長)

資料の8ページを御覧願いたい。

先ほど施設整備課長から報告があったが、登米地区統合校は平成27年4月の開校を目指しており、それに向けて今年度より順次、具体的な検討準備を進めているところである。その検討の進捗状況について御説明申し上げながら、先ほどの質問にもお答えしたい。

まず、1番目の「準備組織の設置状況」について、今年度は統合校の基本的なあり方を検討するため、基本課題検討会議を設置して検討を進めてきたところである。会議の構成員は、学校関係者として登米地区5校の校長、PTA会長、同窓会長。地元関係者としては登米市の教育長、産業経済部長、登米市中学校長会長、登米市PTA連合会長の皆様をお願いしたところである。

この基本課題検討会議での検討結果を受け、現在は統合関係校連絡調整会議や教育内容検討会議において、各校の規程等の摺り合わせ、統合校の具体的な教育内容の検討など、実務的な調整を行っている段階である。こうした調整を平成24年度までに終え、開校2年前の平成25年度に開設準備組織を立ち上げ、最終準備を行うスケジュールで今後の作業を進めていくものである。

次に、2番目の「今年度の検討状況」について、今年度は(1)の「基本課題検討会議」を3回開催し、統合校のコンセプトや特色、学科構成等について県教育委員会としての考え方を説明し、御理解を得たところである。併せて、統合校開校時に既設校へ在籍する生徒の取り扱いや校名案等の選考方法についても協議し、合意を得ているところである。合意事項について、統合校のコンセプトは、地域連携による地域産業発展への貢献、登米地区における環境の重要性、住民の高齢化への対応等を踏まえ、「地域・環境・福祉に貢献できる志を持った産業人の育成」としたところである。

教育内容の特色としては、所属する専門学科を超えて学科間で連携しながら課題研究を行う「総合産業課題研究」や、生徒の進路希望の興味・関心に応じて専門教科や普通教科の科目を選択することのできる「総合選択システム」などを取り入れていくものである。また、インターンシップと言われている就業体験や、デュアルシステムと呼ばれている長期校外実習、アントレプレナーシップと呼ばれている企業家教育などの実践的な教育を重視していくこととしている。さらに、学科間連携・大学等を含む産学官の連携や、地域との連携に関しても推進していくこととしているものである。

次に「開校時に既設校へ在籍する生徒の取扱い」は、上沼高校、米山高校及び米谷工業高校の1、2年生は、平成27年4月の開校時に新しい統合校の2年、3年生となる。ただし、登米高校商業科の2、3年生については、登米高校は統合校の開校後も存続するということから新しい高校へは移らずに、登米高校の生徒として卒業してもらうものである。

なお、基本課題検討会議では、統合校に対して地元有識者の皆様から意見を伺っている。登米市内の農業、工業、商業、福祉の各分野の事業者の代表者各1名を招聘し、御意見をいただいたところである。

(2)の「統合関係校連絡調整会議」については、基本課題検討会議の討議事項を踏まえ、統合関係各校の規則や内規等の摺り合わせ作業を始めたところである。また、(3)の「教育内容検討会議」において、学科での教育内容、学科間連携や産学官連携のあり方や地域連携の方法について、検討を始めている。

「学科構成」については、2の(1)の中にあるとおり、農業系1学級、工業系は機械系、電気系、情報系という形で3学級、商業系1学級、福祉系1学級ということ想定している。

今後の主なスケジュールとしては、平成23年度に校名案の選考や教育内容に関する学校説明会を行う予定としている

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

勅 使 瓦 委 員

気になる点について伺いたい。学科とカリキュラムに関して、細かい部分になるが、この審議は具体的にどのような構成メンバーで行う予定であるのか。

高 校 教 育 課 長

教育内容検討会議のメンバーには、本庁の指導主事、現在の関係高校の学科の教員に参加していただいている。

農業系については、登米地区の主要産業である農業を支える担い手育成であり、環境に配慮した農業ということで、「環境保全米」の生産等も盛んであることから、それらの取り組みに関する研究実践を考えている。

工業系については、製造業への人材供給ということになる。ものづくりにおける技能、環境への配慮も含めた実践的な教科、そして、今後の自動車製造業等にも対応できる者の育成を考えている。

商業系については、商店街活性化や観光振興を担える起業家の育成ということを目指している。各種の資格・検定への取り組みにも注力し、就労をサポートすることを考えている。

福祉系については、高齢化が進む登米地区という現状を踏まえ、それに対処するための人材供給、介護福祉士の国家試験受験資格の取得を目指すというものを考えている。

これら4つの学科系の中で検討を進めながら、今後、それに即応した特徴のあるカリキュラムを構成していくということを考えている。

勅 使 瓦 委 員

農業、商業、福祉系については、地元のこれからの方向性や、登米地区の考え方を尊重していかなければならないと考えるが、難点があると思うのは、工業系である。自動車産業が進出し、現時点で色々な生産活動も開始され、県民からの意見にも、「ハイブリッド車の生産ラインの対応が取れる人材」という話がある。しかしながら、今後、自動車産業がハイブリッドでいくのか、電気自動車になるのかという部分は非常に不透明

な段階である。トヨタは、いまのところはハイブリッドであり、電気自動車に関しては、他社の動向を見ながらというところがある。こういった現状の中でカリキュラムを編成すると、ゆくゆく困ってくる可能性もあるのではないかと考えるところである。

現状だけではなく、今後の先行き、先を見るのはかなり難しいとは承知するが、数年から10年先を見据えた形で考えていかなければならないと感じたところである。

高校教育課長

先行きが不透明という部分はあることから、立ち位置を一方向に定めるのではなく、基礎、基本、基盤の確立もしながら、将来の変化に対応できるようにと考え、電気系の学科を入れている。登米地区は地域的に見ると、岩手県にも近く、仙台北部も就業のエリアとして見通しがきく。そういうことから、登米地区を中心としながらも、周辺企業の情報も収集し、そこにどのようなニーズがあるか継続的に検討していきたいと考えるところである。

委員長

東北大学の工学研究科で将来像を議論する場に参加していると、先端的な工業技術で海外進出している人たちの意見を聞く機会がある。その中では、日本が一番進んでいると思っているが、実はそうではないという話が相当出てくる。日本はこれから何に取り組んで、どうしていけばいいのかということは、非常に重要な要素であり、企業家教育などを行っているが、新しいものを見つけながら進んでいく姿勢をどう作っていくかが非常に重要になってきている。その部分について、教育としても考えていかなければならないと感じる。

東北大学では、例えば医学と工学を一緒にして何かを生み出すといった色々な方策を行っているが、そのことを、現実の「仕事に就く」という部分にどう結び付けていくかであるとか、先端的な新しいものを切り開いていくときに、それを追いかけていける人たちをどう育てるかという話など、色々な課題がある。いわゆる先端的なことは、大学や大学院の研究の場で行うばかりではなく、非常に基本的な手作業の中からも出てくる可能性もあると思うことから、この学校には期待したい。

高校教育課長

就労・就職ということを考えて、やはり地元を中心に、色々なニーズを発掘しながらすすめていくこととし、最先端の部分は、子どもたちにとっての「夢」ということで、産学官連携の中で考えていくことができればと思っている。

委員長

実はいまの時代は、地域が生きていくためには、就労者を一番多く採ってくれるもの、それが常に、先端的なことに取り組んでいる。そのような小さな分野を作っていくことが、たぶんものすごく大きなテーマであり、登米なら登米という地域で、「あそこにはこれがある」、「農業とのかかわりで何かをやる」といったことが、それこそ大がかりな研究でなくて構わないので、実践を含めた高等学校でやれることというのは、たくさんあるだろうという意味である。

佐々木委員

いまの大村委員長の話は、とても重要なことである。例えば、教育の基本的な姿勢全般の中で、宮城県の独自性というものを、新しいものを、世界に向けて発信していくということである。私自身、この委員会の場で何度か述べているが、宮城県全体の教育の中で目指しているもの、あるいは宮城県で教育を受けた子どもたちが世界の中に出ていって、胸を張って宮城県の教育のことを発信できるような高校を目指してほしい。

#### (4) 平成23年度県立中学校の入学者選抜結果について

(説明者：高校教育課長)

資料は9ページとなる。

まず、募集定員について、2校とも男女合わせて80名となる。

次に、出願者数について、仙台二華中学校が802人で出願倍率は10.03倍となり、昨年度と比べ、4.93ポイント下がっている。古川黎明中学校は228人で出願倍率は2.85倍となり、昨年度と比べ0.58ポイント下がっている。男女比は資料のとおりである。

入学者選抜適性検査は1月8日に実施され、1月14日に全ての受験生と、その受験生の在籍する小学校長へ選抜結果通知書を郵送したところである。

最終的な合格者の男女内訳は、仙台二華中学校では男子35人、女子45人の計80人。男子は昨年比で7人減少、女子は7人増加している。古川黎明中学校では男子14人、女子66人の計80人。男子は昨年比で10人の減少、女子は10人の増加となっている。

管内別の合格者数について、仙台二華中学校では仙台市教育委員会管内が昨年比5人増の61人で、全体の76.3%。次いで、仙台教育事務所管内が昨年比2人減の12人で15%。その他が7人で8.8%となっている。古川黎明中学校では、北部教育事務所管内が昨年比4人増の66人で、全体の82.5%。次いで、栗原地域事務所管内が昨年比3人減の9人で11.3%、その他が5人で6.3%となっている。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

佐々木委員 資料を見ると、地域分けができていているという印象が伺える。全県一学区制で懸念された一極集中にはならず、地域の特徴を備えた学校に、その地域の子どもたちが通えるという地域性が、出来上がってきているという印象である

生徒は皆、自宅からの通学生になるのか。寮や下宿住まいという生徒はいるのか。

高校教育課長 下宿や親戚の家、家族ごと転居というケースなど色々である。学校説明会では、通学時間的には1時間から1時間半が限度ではないかと説明しているが、中には遠くから通学している生徒もおり、古川黎明中の場合だと、志津川から通学している生徒がいる。鉄道をうまく乗り継ぎ、頑張って通学してきている。

佐々木委員 1時間半。

高校教育課長 県外から在来線を通っている生徒もいるが、受験動向、出願動向を見ると、傾向としては、徐々に地域限定的になりつつある。仙台市内では、公立中高一貫校が2校できたということで、仙台圏から大崎地域に行くという選択がなくなっていると考える。

委員長 仙台二華中は6:4ぐらいで女子、古川黎明中は8:2ぐらいで女子の割合が多いが、ここには何か理由があるのか。

高校教育課長 両校とも、もともと女子校を母体として設置された中高一貫校であり、その女子校の卒業生が、自分の娘を入学させるという傾向にあるのではないかと考える。男子の合格者数は、年度による変動がある。古川黎明中の場合、今年度は男子14人ということであったが、一番多いときには30人近くの時があった。その辺までの変動があるので、今後とも十分注意して傾向を見ていきたいと考えている。

委員長 入学者選抜の結果であり了解であるが、高等学校になったときに、学校が良く運営されていくには、生徒の男女バランスも要因としてあるのではないかと感じたところである。もちろん、そのための細工をするという意味ではない。

教育長 古川黎明中学校は、校舎がかなり老朽化している状況であり、平成25年度から新校舎となることから、その時点で傾向にどのような変化が出てくるのか、注視していきたいと考える。

佐竹委員 生徒の男女比については、入学者選抜の結果であるが、その比率を受けて、教員の男女比についての配慮はあるのか。

高校教育課長 例えば、教科で見た場合に、体育では、女性教員が女子生徒を指導し、男性教員が男子生徒を指導するという明確な定めはないものであるし、生徒の男女比に合わせて、教

員の男女比を配分するという事はない。同じように、教員が男女どちらかに偏るということもない。

委員長 実際には、小学校では女性教員が多いが、中学校では男性教員が多いのではないかと考える。教員の採用区分毎の男女比率の影響があるとは思いますが、状況を見ながら考えていく必要があるであろうと感じる。

佐竹委員 中学生という思春期を迎える時期で、当然、志も高くなると思うことから、色々とケア面で難しさが出てくるので、その点を考慮してほしいと考えたところである。

高校教育課長 各学年には、男女両方の教員を置くということと、養護教諭についても、高校と中学校に1人ずつ配置するという事で、その面のケアに対応していると考えている。

佐々木委員 その点は非常に重要なことと考えられるので、それを無視した教育になることのないよう注意していただきたいと考える。

佐竹委員 いわゆる状況や動向を見て、臨機応変な対応、この場合は、生徒の男女バランスを見て、教員の配置にも配慮してほしいという趣旨である。中高一貫校であることから、6年間の長い期間、子どもたちの成長を見ていけるというメリットを活かしてほしいということである。

#### (5) 平成23年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る第2回志願者予備調査並びに推薦入試及び連携型入試について

(説明者：高校教育課長)

別冊資料の1ページを御覧願いたい。

まず、Ⅰ「高校入試実施公立高校等について」、入試を実施する公立高校は、課程別で全日制課程75校、定時制課程13校であり、会場となる学校は、全日・定時合わせて80校となる。

次にⅡ「入学志願者数(第2回予備調査)について」、今回が2回目の予備調査結果となる。1の「総括」にあるとおり、中学校卒業予定者数22,006人に対して、募集定員が全日制課程で15,460人、定時制課程で1,040人となっている。卒業予定者数が昨年度よりも784人減少した結果、全日制課程の志願者数は17,757人で倍率が1.15倍となり、昨年度よりも0.03ポイント下がっている。また、定時制課程の志願者数は548人で倍率は0.53倍となり、昨年度より0.11ポイント下がった。

2の「地区別(全日制)の志願倍率について」、もっとも倍率が高かったのは仙台南地区で、昨年度と同じ倍率の1.47倍となっている。2番目は仙台北地区で、昨年度より0.01ポイント上がり、1.32倍となったものである。その他の地区につきましては、栗原地区を除いて昨年度よりも倍率が下がっている。

2ページ目で、志願倍率の高い学校・学科と志願倍率が1倍を下回った学校等については、3、4に記載のとおりである。3ページ目の5番には、平成23年度に学級減等を行う学校・学科の志願状況を、6ページには中高一貫教育校、4ページ目の7番には男女共学2年目から5年目となる高校の志願状況を、それぞれ記載している。

以上が予備調査の結果である。

続いて、5ページ目を御覧願いたい。Ⅲ「推薦入試出願者数について」、1番の「総括」を御覧願いたい。全日制課程の推薦入試の募集人数5,164人に対して、出願者数は5,361人であり、平成23年度に高校入学を志願する者のうち推薦の出願をした者の割合は30.2%となり、昨年度より2.2ポイントの減少となっている。Ⅳ「連携型入試出願者数について」は資料のとおりである。

続いて、先週発表した推薦入試の合格状況について、Ⅴとしてまとめている。全日制課程では、出願者数5,361人に対して合格者数4,192人で、全日制募集定員全体の27.1%となっており、昨年度より0.5ポイント減となっている。定時制課程では、出願者数22人に対して、合格者数は同数の22人となっている。

6 ページ目を御覧願いたい。この結果、一般入試の募集人数は、全日制課程で募集定員から推薦及び連携型入試合格者並びに古川黎明中学校から黎明高校への進学者数を差し引いた、11,073人となります。なお、推薦入試の合格倍率や個別の出願倍率の高い学校、VI「連携型入試合格状況」については記載のとおりである。最後に、VIIとして「今後の日程」を示している。

7 ページ以降については、個別の高校に関する詳細な資料を添付しているので、後ほど御覧願いたい。本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

佐々木委員 定員割れが続くと、その学校の存続についての検討があるように記憶していたが、この予備調査の段階で、将来、検討を要する高校はあるのか。

高校教育課長 現段階は途中経過であり、これから一般入試になる。そこで募集人員に満たなかったということ、それから合格発表時点での定員割れと併せて、二次募集を行うということになる。その際に、各校がどのような状況になるということについては、一定の基準に従い検討を行うということはあるが、この直近においてその検討が必要であると懸念される高校はない。

佐々木委員 そういう可能性のある高校があるのであれば、早目の対策、支援が必要ではないかと考えたところであるが、現時点では、そのような懸念はないということで了解した。

高校教育課長 この予備調査でかなり志願倍率が下がっている高校があるが、試算動向であることから、推薦入試を経て出願がまた動く状況にある。その点について注意深く見ていきたいと考えている。

委員長 昨年度、入学者選抜結果の最終資料として、圏域ごとに、どのくらいの生徒が、どの圏域の高校に入学したかという資料が作成されていたので、今回もよろしくお願いたい。

各段階別に、「まずは推薦でこう動き、その後の調査段階でこうなり、最終的に二次募集が終わり、こうなった。」という数字を出すと、高等学校というよりは中学校における問題点が顕在化してくるのではないかと考えている。

昨年度の入学者選抜結果の最終数字に関しては、個人的に作成した資料があるので、各委員及び事務局に提供したい。それを見ると、「仙台南地区の中学校が苦戦している」という状況が見える。良かれと思って導入した全県一学区の制度が、どのような問題を抱えているか把握が必要である。昨年度は、第1回目だから、細かい分析はできにくいということは了解であったが、今年度以降、同様のことが繰り返されれば、議論の必要がある。

教育長 御指摘の問題については、いずれ高等学校入学者選抜審議会や県立高等学校将来構想審議会において、状況を把握し、検証していくということになる。

勅使瓦委員 個別の高校について、白石高校の看護科の倍率が非常に高い。いま、宮城県内の高校で看護科はここにしかなく、1クラス40人の定員である。宮城県内の病院の医師不足とともに、看護師が充足しているのかという問題を考えたとき、仙台厚生病院が東北福祉大学と連携して医学部を新設し、医師を増やそうとする動きがある中で看護師養成を考えたときに、果たして宮城県内1校1クラスで間に合うのだろうかという疑問がある。医師の確保もたいへんであるが、看護師の確保もたいへんという状況が、こと郡部に関しては都市部以上に顕著である。

この看護科は倍率が高いということで、需要もかなりあるのであるから、その辺を踏まえて検討してみる必要があるのではないかと感じている。

佐々木委員 最近、看護師の資格を取るための教育課程には、色々なルートがある。多くの看護

師は高等学校を卒業し、それから看護学校に行く。あるいは、高等学校を卒業してから、大学の看護学部に行くという進路である。

医療の現場も含めて、どのような教育課程、どのような実践経験のある看護師が望まれるのかは様々である。看護師自身も教育的な立場を歩む人、現場を歩む人など色々な希望があると思う。そういう面では、高等学校に看護科を作るという単発的な考え方でなく、どのような看護が求められているかを考え、選択の場を検討すべきではないかと思われる。高等学校に看護科をつくるという方向性が、いまの時点で求められているかどうか、慎重な検討が必要である。

教 育 長 県では、もともと古川女子高校と白石女子高校に看護科を設置していたが、ただいま御指摘のあったことを含めて総合的に判断した結果として、数年前に白石に絞ったという経緯にあり、もう少しこの部分については、推移を見る必要があると考える。

佐 竹 委 員 古川女子高校の看護科が廃止されたときに疑問を感じていたが、佐々木委員の話にあるとおり、看護師への道には色々なルートがあるが、そのルートによって、看護師としての知識や経験に差が生じるものであるのか。高校卒業後に看護の道に行くことと、高校で普通の勉強と看護の勉強を行うということに差がないのであれば、志願倍率も高いし、早く看護現場に出られる近道にもなると考えるので、単純に定員を増やす等の対応もあるのではないかと感じたところである。

佐 々 木 委 員 どの世界に通じることであるが、理論だけで実力があるとは限らず、教室で勉強はしないが現場の実践で実力を発揮するということはある。そういうことから、どのような場面で、何が求められているのかについては、学歴とはまた別な話であると思う。看護には、現場、教育、研究等の分野があることから、高等学校における看護科という部分の議論は、人気がある、倍率が高いということとは切り離して、もう少し慎重であるべきと考える。

## 1 2 協 議

(仮称)「学ぶ土台づくり」推進計画最終案について

(委員長)

本日の協議の趣旨については、前回の教育委員会において「学ぶ土台づくり」推進プログラムの中間案の報告を事務局から受け、意見交換を行ったところである。本委員会では、当該計画について本年度中の成案決定を行う必要があることから、その決定を行う前に、委員会としてこの内容について議論を深める必要があることから、今回、協議という形で各委員の意見を得たいと考える。

それでは、事務局から説明をお願いします。

(説明者：教育企画室長)

資料に基づき御説明申し上げます。

「学ぶ土台づくり」推進プログラムについては、前回教育委員会の課長報告でその内容を御説明申し上げたが、本日は、前回の御意見を踏まえ再度協議していただきたい部分と、中間案から最終案へ移行する中で整理・変更したところ、追加したところがあることから、これらの点について御意見をいただきたいと考えている。

1点目は、「学ぶ土台づくり」推進プログラムを「学ぶ土台づくり」推進計画に改める名称の変更。2点目は、「目指す子どもの姿」の変更。3点目は、幼児教育の充実に向けた取組に関する項目の整理と、重点事項の設定。最後の4点目は、内容の追加である。具体的には「第5章 計画の推進」と「資料編」の追加になる。

それでは1点目の名称変更について、当初は、幼児教育に関連する県の事業を集約し、「プログラム」という形で取りまとめることを想定していたが、幼児教育の重要性に加え、外部有識者等からなる策定懇話会を組織し、その懇話会委員からの意見などをもとに、幼児教育の方向性や理念などを盛り込む必要性があるという認識から、取組としての集大成である「プログラム」という名称よりは、方向性や理念などを示した内容を含む「計画」という名称のほうが、より適切な表現と考え、「「学ぶ土台づくり」推進プログラム」を「「学ぶ土台づくり」推進計画」へと改める名称変更を行いたいと考えている。

続いて2点目の「目指す子どもの姿」については、前回の教育委員会で、委員からキャッチフレーズの表現として、「みやぎっ子」の前につく「きらりと光る」という部分について再考を求められたことから、事務局で表現の検討を行い、再度、資料にある2案を提案するものである。「きらりと光る」表現に替わりうる言葉として、案1が「瞳かがやく」、案2が「未来に伸びる」というものである。

前回委員会では、「この表現に、子ども自身が他者から認められているという自己肯定感を感じ取れるようなニュアンスを込めてほしい。」という御意見を受けたところであるが、案1の「瞳かがやく」には、そうした意味合いが表現できているのではないかと考えているところである。案2については、「伸びる」という言葉に限りない可能性が感じられる表現であると考えている。

なお、キャッチフレーズについては、「表現として長くはないか」、「ワンフレーズにできる表現も必要ではないか」といった御意見については、案1だと、正式なキャッチフレーズは「元気いっぱい、夢いっぱい、瞳かがやく“みやぎっ子”」となるが、ワンフレーズで「瞳かがやく“みやぎっ子”」をキャッチコピーにした使い方も可能ではないかと考えるところである。

続いて3点目の幼児教育の充実に向けた取組の「項目の整理と重点事項の設定」についてである。資料2の12ページを御覧願いたい。この体系図の中央部に「重点的取組施策」があり、その中の項立てを抜き書きしたものが、先ほどの資料1の3、一点鎖線囲み部分となるので、併せて御覧願いたい。

中間案では、計画として4つの目標を掲げ、この4つの目標の実現に向けた12の取組の柱の全てを、「重点的取組」としていたが、この12項目の中には類似の内容のものもあり、さらには、項目数を絞ることで何を行っていくのかが明確になるのではないかとという点を踏まえて、全体の体系を再度整理し、項目6「地域の資源・人材を活用した体験活動の充実」と項目8「人とかかわる体験の充実」の統合、また、項目9の「幼・保・小の連携と小学校への円滑な接続」と項目10の「職員の資質の向上」の統合を行い、12項目を10項目にまとめ、いままで「重点的取組」と呼んでいた部分を「施策」に改めたいと考えるものである。

また、その10項目に整理した「施策」にメリハリをつけるためにも、10項目の施策のうちから半分の5項目を「重点事項」として設定しているものである。

次に4点目の「第5章 計画の推進」と「資料編以降」の追加については、資料2の26ページを御覧願いたい。この26ページ以降が、前回の中間案から追加した部分となる。

「第5章 計画の推進」については、「県民総がかりによる幼児教育の展開」と「計画の推進に向けた県の体制等」を記載しているものである。「県民総がかりによる幼児教育の展開」では、家庭、地域社会、教育現場、行政相互の連携は当然のことであるが、その枠組みも含めた県民総がかりによる幼児教育の展開の必要性や、県として普及啓発に努め、計画の周知を図っていくといったことについて触れている。

次に、「資料編」の追加は、27ページ以降となる。計画の「策定経過」と策定懇話会における検討経緯、策定懇話会委員名簿を追加しているものである。また、30ページ以降は、昨年7月から8月にかけて行った「幼児期の保育・教育にかかわる実態調査」の概要を取りまとめたものである

よろしく御協議のほどお願い申し上げます。

( 質 疑 )

佐々木委員 資料1の2ページ目にある目標3の部分で、8の「人とかかわる体験の充実」は抜いて、何かの項目に含めたということになるのか。個人的には重要な項目であったと考えるところである。

教育企画室長  
佐々木委員

項目6と項目8を統合したものである。

個人的には、「地域の資源・人材を活用した体験」と「人と人との関係性の確立」ということは相当違いが大きく、後者は人間形成の基本的なことであると考える。他者との関わりを形成できないことが、今日的な問題になっていると考えるものである。

これは学習の基本でもあると思う。私は、仕事柄、よく出産した方に対して、学習の一番の基本になることとして、「注視能力」があり、次に「追視能力」。そして、人との関わりであると説明している。要するに、物を見つめることができるかどうかということが、まずは学習の基本。それから、物を見て、それを追いかけることができるかが、正常に育っているかどうかの大事なチェックポイントで、その次に来るのが、人と接触して、人から学ぶことができるかということであることから、単独の項目であるべきといえる最重要課題と考える。それこそ、学習の土台として重要な目標であり、「親子間の愛着形成の促進」の次に項目を立てたいくらいである。

教育企画室長

佐々木委員の御指摘は非常に大事な部分であると考えている。しかしながら、「計画」という枠組みであることから、施策とその後が続く取組を意識していく必要もあり、その流れの中では、項目6と項目8の統合は整理がつくのではないかと考えている。具体的には、資料2の12ページで取消線を引いた「人とかかわる体験の充実」につながる取組の中には、「異世代交流の促進」「伝承遊びの普及を通じた地域の人とかかわる機会の提供」「安全・安心の遊び場づくり」といった取組などにつなげている。

佐々木委員

それは違うのではないかと思います。これは学習の基本であり、最初の目標に入れるべき大きな目標だと考える。

高橋教育次長

資料2の12ページの中では、「目指す子どもの姿」として、「遊びや自然・人とのかかわりを通して、豊かな心をはぐくむ」という大きな目標を置いており、そこから、目指す子どもの姿を実現するための計画目標として、4つの目標を置いている。1つ目が親子、2つ目がしつけ。3つ目が人との関わりの部分として「豊かな体験活動による学びの促進」としている。それを具体化するための施策として、人との関わりをどこから始めるのか、色々な人との関わりをもつには、色々な人材を活用しなければならないということで、「地域の資源・人材を活用した体験活動の充実」という項目に整理したところである。

委員 長

事務局の説明にも一理あるが、佐々木委員の趣旨は、もう少し小さいときから他人と関わることに取り組まないと、少子化で兄弟姉妹がいない環境で育てており、そもそも触れあう機会がないため、ある時期になり急に触れあうとしても、できないということになるということである。

30年か40年位前のことであるが、カナダのオタワ近くの住宅地開発を見に行ったときのこと、当時、カナダでは、子どもの数が減少してきており、そのための方策の一つとして、1軒の間口が5メートルくらい狭い長屋みたいな住宅地を造成していた。どういうことかということ、町として、自分の家を出ればすぐそこには、隣の家がドアがあり、必ず近所の誰かがいるという状況を実現したいということであった。つまり、5才以下ぐらいの子どもが、玄関を出れば、外には子どもがいて、そこで関わりをもたなければならないようにしていた。そのくらい極端とも思えることを行っていた。

それからいくと、「地域社会の体験を通して」という部分とは、もう一つ別な枠として「人とかかわり」があるのではないかと考える。人と関わる体験を事務局では幅広く捉えているが、コミュニケーションがない若者が成長してきているということは、小さいときから本当の人間関係をもったことがないということが、非常に大きな要因では

ないかと考えられる。

勅使瓦委員 人との関わりについて、この計画が小学校以降を対象にするのであれば、事務局のまとめ方が適切であると思うが、計画の対象が幼児期ということから、色々なことを学ぶ、昔の遊びを教わること以外での「人とのかかわり」については、やはり重要なことと考える。どちらかというと、項目6の「地域の資源・人材を活用した体験活動の充実」と、項目10の「地域における支援体制の充実」というのは、内容としては同じような感じがする。

委員長 項目は多岐に亘ることから、各委員においては、できれば1つだけに固執せずに、この12ページの図を見ながら、次々と提案をお願いしたい。その上で事務局に考えてもらおうということにしたい。

1番では「親子のかかわりの促進」、2番では「親の育ちを支援する環境づくり」としている。つまり、「子どもを育てるためには、家庭から支えていく」という話であるが、その家庭はかつて体験したことのない状況に直面している。それを親子のかかわりの促進だけで見ていいのか、あるいは社会総がかり的な話とするのか、子どもは親に育まれていくものと考えていたが、どうにも実現できていない状況が出て来ており、行政としてどうしていけばいいのかということだと思っている。親子の関わりということを一生涯懸命にアナウンスすれば、熱心な人は一生懸命に関わってくれるが、何を言っても関わって来てくれない人たちはどうするのか、問題は随所にあると考える。

勅使瓦委員 この「施策」について、親子や子どもを中心にみると、全て周りからの支援となっている。いまでも周りは随分と支援しているが、そこで一番足りないのは、親自身が周りに出ていくことではないかと考える。親が周りに出て行って人と関わらないから、子どもも人と接する機会が少なくなっている部分もあると思う。この親が子どもと一緒に地域に出ていき、人と接する機会を増やさないことには、周りから様々な支援を行っても、その実は上がらないという感じがする。

教育企画室長 その点のニュアンスを含めているのが、先ほど話にでた項目6の「地域の資源・人材を活用した体験活動の充実」となる。単純に言うと、親、親子間、体験活動、幼保小の連携があるが、実は簡単に切り分けられるものではなく、相互に関係してくるものであるため、それを御意見のとおり色々散りばめると、逆に焦点がぼけてしまうと考えている。便宜上、このように分けていると御理解いただけないだろうか。

委員長 そこに気になる部分があるということで発言している。もちろん私たち委員がいま言っていることも、便宜的な分け方に過ぎないと思っている。

日本の子どもの孤独感とか自己否定のような感じが国際比較の中で問題になると言われるときに、いまの話のように、それは親にもだいたい当てはまっている。さらに難しいのは、地域の中で一生懸命に何かをやらうとしても、そこで親が夢を持ってない。だから、色々なことをやらなくなっていく。そうすると、子どもはますます親の姿を見て育つ仕掛けが薄くなっていく。そういうような状況にあるという意味での、地域という話が出てくるだろうと思うところである。だから、場合によっては親なのか地域なのかというのは、近いところにいるかもしれない。

教育は、国民としての教育というのを一生懸命に行おうとしてきたが、同時に、地域を維持していく人がどう育つかという視点について希薄であった。いい成績を取った人間はみんな大資本家になって、国際的というようなことを言って稼いでいる。しかしながら、育ててくれた地域のところになかなか戻って来ない。そのようなものをどうするのか。プロセスとして、すごく良かった体験、何としても地域に戻りたいと思わせるほ

どの体験を、地域が幼児期に与えることができるかどうかである。

佐竹委員

そこも大事な点かと思うが、子どもたちにとって一番大切なこととは、私個人としては、家族や家庭のあり方だと思っている。親子の関わりは本当に大事なことであり、その縦の関わりと、地域という横の関わりで子どもを育てていくということである。従来の家族の形が全て正しいとは思わないが、これが日本の「家族」であると、もう一度家族というものを見直す時期にあるのではないかと痛切に感じている。

電話相談をはじめとして、色々な場面で感じるのは、みなさん孤独であるということである。夫婦であってもお互いは孤独、そうすると自然と子どもたちもそのようになり、負の連鎖が断ち切れない。

だから、まずは色々なことをやってみる。そのときの一番のベースは家族や家庭のあり方で、地域が一緒になって教えていく、あるいは関わっていくのがベストだと考える。核家族がどんな子どもたちをつくってきているのか。地域との関わりが希薄になってきているのはなぜなのか。そこを変えていかなければならないのだから、もう一度、家族のあり方というものを見直す何かがあってもいいのではないかと考える。

もう一つは、前回の委員会でも申し上げた想像力。これが計画になかったので残念である。いまの子どもたちに一番欠けているのは、想像力であり、キャッチフレーズの案にもある「未来に伸びる」ということの実現は難しいと考える。想像力は、子どもたちの夢を育てるものだし、大事なものだと考えている。

私たちが幼児教育というものに関わったときに、重要視していることが抜けているような気がする。「ノーテレビ」「ノーゲーム」もいいが、それだけではなく、家族とか人との関わりとはつくられたものではなくて、自然になっていくようなものであり、そういう内容が網羅されていてほしいと考える。

教育企画室長

便宜上、ここでは親や家庭ということに着目して、施策で言えば、1番目と2番目であり、さらに家庭ということ視野に置けば、3番目の「基本的生活習慣の確立」も家庭に関係してくるものである。4番目の「食習慣の確立」も関係すれば、5番目の「ワーク・ライフ・バランス」もそうなる。あとは、社会とのつながりということからすれば、6番目の「地域の資源・人材を活用した体験活動の充実」にも十分つながってくるものとする。場合によっては、「地域における支援体制」にも家庭がかかってくると言えないわけではない。あくまでも便宜上、くくり方としてこのような組み立てを行っているということを御理解いただければと思う。

委員長

家庭の持っている本質的な問題が、この施策のくくり方で見た場合理解できるのかと思うと、ちょっと違うのではないかとと思うから、色々意見をしている。

佐竹委員

「家庭教育サポートチーム」や「親の学び塾の設置」という取組みは、やはりちょっと違うという印象がある。言わんとしていることはわかるが、そこがなかなか難しいという印象である。

委員長

子育ては、1人育てるのに何千万円かかるということで議論されてしまう時代になっているが、私の時代にはあまりなかった。そのもっと前であると、全く金はないが、子どもをたくさん産んで、悪戦苦闘して育てていたわけである。そういう家庭があった。おそらく、昔だってネグレクトとか、そんなことをする人間はいたと思うが、すぐそばに、おじいさんやおばあさんがいて、サポートしてくれていた。いまはそういう状況がなくなってしまい、親の状況が直接子どもに影響を与えている。最近のテレビに出てくる「親権」の話というのは、昔であればほとんど出てこない話だと思うが、いまはとても大きい話になってきている。ジャーナリズムが「無縁社会」と呼ぶ状況になっており、

誰ともつながっていない。家庭ともつながらない。家庭とつながるといって、すぐ子どもが親の面倒を見る話になってしまうが、そればかりではないと思っている。そういうものが切れていることで、子どもが色々大きな問題を起こしているというふうには言えないものであろうか。

佐竹委員 そのが一番のところだと思う。色々な内容が盛り込まれていて、頑張っているという部分はよくわかるが、何かがちょっとだけ足りない。底辺が足りないような気がすごくしてしまうのはなぜだろうと感じている。

勅使瓦委員 ここ最近の色々な親の姿を見ていて感じるのは、人との関わりが子どもに非常に大切だというのは、単純に、親が地域に一生懸命出れば解決する問題である。とにかく、親が地域に出て来ないので、子どももそれができなくなっている。

そうであるから、施策2の「親の育ちを支援する環境づくり」の部分で、重点的にやる必要がある。地域での支援体制については、生涯学習課における協働教育の推進により、それに関係した組織がある地域では、資料にある「具体的な取組」はかなりできている。地域の人材等が色々登録されて、使いやすくなっている。

ただ、残念ながら肝心の親が地域に出ていかない、地域と交わらないために、子どもが人と接する機会が非常に少なくなっているということが、一番の問題である。スポーツ少年団の状況を見ていても状況は同じである。子どもは、サッカー、野球をやりたいけれど、親が面倒と考えるものだから、親はやらせたくない。そのため、子どもはやりたくてもできない。スポーツ少年団の人数が減ってきているというのは、子どもの減少もあるが、そういった親の傾向も原因の一つである。そのため、地域の子ども会・育成会についても、子どもは行きたいけれども、親が行きたくないことから、子どもを参加させない。全員とまでは言わないが、2割、3割位の親は比較的そういう傾向にある。

佐竹委員 その割合は、もっと高いと思う。何かの委員や子ども会の役員を決める場では、誰も手を挙げてくれない。なかなか決まらないことから、結局のところ、「何とかしましょう。」と言った人が、その人自身こそできない状況であっても受けざるを得なくなる。できる人がすぐそこにいるのに、その人は知らん顔。これが、現在の親事情である。

親が頑張って地域に出てくると、子どもも一緒に出てくることから、そこに何かの仕掛けはできないか、子どものためにも親の意識を変えられないか、個人的に一番考えていることである。「そこは親子のかかわりである。」という説明になっていると思うが、やはりまずは親が地域に出て行くこと、親を地域に引っ張り出すことが大事ではないかと感じる。

小学校では、親の半数が授業参観に来ないということも多い。そういった意味では、親子の関わりだけではなくて、地域として「くるんでいく」という何かほしい。

施策6「地域の資源・人材を活用した体験活動の充実」が、それにつながるということだろうか。佐々木委員の話のとおり、人と関わる、自分で率先して関わろうとする親を作れば、子どももそうなり、もちろん地域も関わる。そうして全てがバランスよくかみ合い、子育てが良くなっていく。そのための計画が、これであると思っている。

教育企画室長 家庭のあり方についての話となっている、そのような家庭を地域に引っ張り出すことは、実は非常に難しい問題であり、その答えは容易に見つからないという状況で、この計画にまとめている。それでも、このように切り込んだ内容で、家庭に着目したという意味では、これまでにない試みであり、一昨日開かれた策定懇話会でも、一定の評価を得ている。

各委員が言われる理想型というものを、全て網羅するということが一番望ましいかも

しれないが、我々としては、まずは行動を起こさなければならない。そのために、今回は「家庭」というよりも「親子」という面をクローズアップしたということ、御理解いただけないのであろうか。

委員長 私たちは理想型を言っているのではなく、「学ぶ土台」の話を進めるときのコンセプトとして、最低でも言うべきことは何かという話をしているつもりである。

勅使瓦委員 ここには重要な施策がいくつかあるが、その中でも、「学ぶ土台づくり」として、小学校につなげていく段階に必要なことは、やはり「親」に関することである。それをなんとかしなければならない。

委員長 親の何についてまでも説明願いたい。

勅使瓦委員 先ほどから繰り返しているが、「親が地域に出てくる、子どもと一緒に色々な場面に出てくる。」ということが必要であり、「そこが一番の問題である。」ということの大々的に広報することも必要だろうと考える。それから、その問題について、それこそ重箱の隅をつつくような方策をとることも必要であると感じている。

委員長 親を地域に出すという部分では、生涯学習課が目配りを行い、親が興味・趣味というものを自由に学べ、自己実現につなげる機会として「生涯学習」を謳っていた。「地域をつくるための学習」とは謳わなかった。

公民館では、地域をつくるということをしていたので、その取組の再編が必要である。いま、公民館などは、教育委員会以外の街づくり系の人たちの本拠地になりかけており、その部分に、教育委員会として、親が参加できる知恵を盛り込むことができないかという気がしている。

佐竹委員 家庭教育学級等について、広く地域にアピールする、呼びかけるというのがいいと思う。うまく説明できないが、家庭教育学級が何のためにあるかと言えば、親子等を地域に引っ張り出すためにあると思うので、もっと広報し、子どもからお年寄りまで集える地域の場にするということである。そのこと自体については、この計画には詳しく掲載されているが、その大枠のポイント、「これだ!」というのが見えない。

生涯学習課長 各委員の意見に出ている点については、平成23年度からの新規事業で実施する予定となっている。その過程で、当課や教育企画室の中で、色々議論をしたところであるが、近年の家庭や地域については、労働の内容も非常に多様化し、価値観が異なっている世帯が地域と一緒にいる。それぞれの嗜好性が異なった生活を送っているということで、この「学ぶ土台づくり」推進計画の中でも課題としている。

こうした中で、どのように地域を変えていったらいいのかということであるが、これまでの各委員の意見にあるとおり、子どもたちもさることながら、まずは地域の大人が意思疎通できる場をつくることであると考えている。その際には、子どもたちの交流に日常的に大人が関わっていくことをきっかけとして、親が地域に出ていく場づくりにしたいということを考えている。

資料1 2ページの中では、明確に表現されていないが、そのことを前提とした「施策」や「具体的取組」が掲載されている。例えば、「親自身の学びの機会の提供」や「相談体制の充実や交流の場の提供、子育てサポーターの活用等」、あるいは、先ほどから話の出ている施策6の「地域の資源・人材を活用した体験活動の充実」の中では、「親子参加プログラム及び情報の提供」などがあり、先ほど御説明した考え方のもとに、取組として散りばめているということになる。

委員長 散りばめただけでは足りないと思う。あることに関わっていくということ、多面的に色々なことを体験していくということが、各委員の趣旨であり、親が地域に出てくれば、

子どもの問題もわかってくるし、地域社会のこともわかってくる。そういう動きをつくる話を、ここの重点的な糸口としてまずは最初に決める。それが、後段の具体的取組に相互に響いていくようなものであると考える。行政側が、「このようなメニューがある」と言っても、十分な予算はない。県民にとってやりたいというときに、総がかりでやろうという気運や動きを、どうやって生み出していかうかということだと考える。

生涯学習課長 問題意識の部分は、我々行政側としても、各委員の意見と同じであり、そこを踏まえて、ここにある具体的取組を考えているということになる。

勅使瓦委員 不適切な発言になると思うので、まじめに受け取らずに聞いてほしいが、例えば、施策2「親育ちを支援する環境づくり」などについては、「この取組に出てこなかったら、子ども手当は支給されませんよ。」的なインパクトがないと、いまの親は地域に出てこない。

佐竹委員 残念なことであるが、本当にそうであると思う。

委員長 今の計画では、幼児を持つ親のことを考えているが、地域で見ると、子どもを持っている人の数はすごく少なくなっている。子どもを持たない人、子どもがいても、その子どもが育った地域から出て行っている人たちが大勢いる。そういう社会の中で、私のような高齢者が、どのようにしてその地域で育つ子どもや若い人たちを応援できるかという話である。そういうことだと思っている。「社会総がかり」という考え方は、おそらく「子ども会」が誕生した頃からこれまで何十年と続けられている。それでもいまのような地域の現状になってしまっている。さらに子どもの数も減っているという状況にもある。悩ましい問題であり、議論が収束しない状況となってしまった。

教育企画室長 変更点の2番目、「目指す子どもの姿」については、今回、各委員の意見をまとめていただきたい。

佐竹委員 「元気いっぱい、夢いっぱい」は決まっていると思うので、「瞳かがやく“みやぎっ子”」とするか、「未来に伸びる“みやぎっ子”」とするかの二者択一という提案となるのか。前回の委員会で色々意見が出たと思うが、この二つからの選択となるか。

教育企画室長 色々あった複数候補から固定させていただいた。先ほども御説明したが、前回の委員会で御意見をいただいたワンフレーズのキャッチフレーズとすれば、案1ではないかと思っている。「瞳かがやく」というのは、「元気」や「夢」の結果として瞳が輝くと考え、この「瞳かがやく」に、それらが反映されるており、ワンフレーズで「目指す子どもの姿」を表現できると思っている。

案2は、将来に向けての可能性のある「伸びる」という部分にこだわりが残るが、「元気」と「夢」、そして「伸びる」という表現は、それぞれパラレルであることから、ワンフレーズのキャッチにするのは難しいと感じている。

委員長 「元気いっぱい、夢いっぱい、瞳かがやく“みやぎっ子”」が目指す子どもの姿だとすると、いまの子どもは、元気がなくて、夢がなくて、瞳は曇っているということになるので、それを変えなければならないということであるのか。

教育企画室長 そのように受け取る人もいるかもしれないが、ここでの目指す子どもの姿は、各委員から「子どもらしい子どもをここで表してほしい。」という意見を原点にして、言葉の拾い上げをしているので、そこを単純に反転した姿が現状の子どもの全てとは思っていない。

委員長 「瞳かがやく」で言えば、悪さをするときの子どもは瞳が輝いている。私は遊び場で実際に見ている。だから、輝いていないということはないが、それは悪さなので、大人としては「おい、そんなことやっちゃだめだよ！」と言わざるを得ないというところに

課題があると感じる。

佐竹委員 でも、子どもは「あっ！」と言ったときに瞳が輝く。悪さばかりではなくて、何か希望があったときには、目がキラキラする。学校が終わったら、早く帰ってゲームをしたときには、放課後になると目が輝く。

委員長 目が輝くからといって、ゲームをずっと続けていいかはまた別な話になるのだろう。

佐竹委員 そこは確かに別な問題となる。

教育企画室長 元々の原案は「きらりと光る」という表現であったが、それは抽象的、漠然としすぎているということと、「光る」のは子どものときではなくて、「将来、光ればいい」という御意見を踏まえて、ここにある案をお示ししている。できるだけ、各委員あるいは策定懇話会の意見を受け止めた形で表現を選択している。

委員長 “みやぎっ子”は必ず付けるのか。

教育企画室長 できれば付けたい。

勅使瓦委員 「瞳かがやく“みやぎっ子”」は、いいフレーズであると感じる。

佐竹委員 同意見である。

委員長 「元気いっぱい、夢いっぱい」をつけなくてもいいかもしれない。あるいは、「元気な“みやぎっ子”」とするのもいい感じかもしれない。シンプルなほうがイメージを膨らませる力があることは事実である。

勅使瓦委員 「瞳かがやく“みやぎっ子”」は、子どもらしい子どもである。悪いことをするにしても、好奇心を持って何かをするにしても、目がキラキラするという点で。私は案1としたい。

佐竹委員 私も案1である。私の場合は、非行少年によく会うが、最初の面接では、子どもたちの目はすごくくすんでいる。しかしながら、面接を重ねて、信頼関係ができてくると、どんどん表情が変わってきて、最後には本当に目が輝く。あの目は、次に向かおうというステップだと思っている。その目にたどり着くまで、話をしたり、褒めたり、すかししたり、色々なことを行うが、表情として見るのはやっぱり目である。そういう子どもたちが、「先生、こうなった！」と言って目を輝かせている姿を見ることが、私は大好きである。

委員長 教育長としては如何か。

教育長 本日の御議論について、できるだけ生かした形で最終的なまとめを行いたいということで、敢えて1つに絞らないで提案を行っている。個人的には、なるべくコンパクトな表現で「土台づくり」の趣旨を言うとなれば、案1がわかりやすい形と考える。

委員長 「かがやく」のが悪いとは思っていないが、これだというものが出てきていないという印象がある。最後は多数決なので、この案1が大勢としてよいであろう。

どちらかという点、計画の内容について、まだまだ意見が出そうであるが、時間的には厳しいというところか。

教育企画室長 次回の教育委員会定例会で議案として提出する予定である。

委員長 次回の委員会まで約1ヶ月。その1ヶ月の中で計画案の調製を行うことから、時間的にこれから2週間程の間の内に、意見を出さなければならない。再度、委員会を開催するか、各委員が意見書のようなものを書くかということになる。

佐竹委員 内容としては、よくまとめられていると思う。色々と網羅されているという部分は十分に理解できる。

教育長 今年度、我々が、「学ぶ土台づくり」について色々と議論してきた中において、考えれば考えるほど、悩むべきところがあり、その部分とほぼ同じ論点が、やはり本日の委

員会でも意見になっているということを改めて感じたところである。

行政として「プラン」や「計画」を策定するときは、最終的に具体的な事業や取組に結実することが求められる。その時に、この「学ぶ土台づくり」推進計画では、家庭のあり方がポイントとなっている。しかしながら、現実問題として、行政が家庭の中に入り込むというのは、極めて難しく、そこが、この計画において一番悩んだ部分である。

色々な知恵を絞りながら、現段階で事業として組み立てられそうなものとして、この場に出てきているということになる。言葉としては、書こうと思えばいくらでも書くことはできるが、それを実際の事業として見たときに、「何も事業がありません」ということは言えない。

その点を悩みどころとして、ここまで計画をまとめたということであり、さらに、本日の御意見を消化したいと思うところであるが、その意を十分に踏まえた形にまとめることは、かなり難しいという印象である。

委員長

例えば、「はやね・はやおき・あさごはん」についてであるが、標語をつくって運動を進めているが、具体的な施策として、本当に子どもたちが早寝、早起き、朝ご飯をどのくらいしているのかということとは別である。それも県の施策の一つとしてある。具体的にあるものを変えるというようなものもあれば、キャッチフレーズを掲げてみんなに呼びかけていくというのものもある。だから、その部分は、あまり気にすることなく、本当に必要なことを考えるべきではないかと考える。もう少し知恵を出し合って、その上で、「できる」、「できない」のふりかけるということである。

勅使瓦委員

一番問題になるところ、「ここを何とかしてほしい」という部分を、小学校以上であればPTA、幼稚園にもあるし、あとは育成会や各種団体に、一点集中で取り上げてもらい、1年間や2年間、様々な場面で家庭の問題や親の問題を話してもらおうということが一番であると考えている。そのように仕向けていくことが重要である。

さらに言えば、家庭の問題や親の問題については、施策の重点事項のさらに上の重点ということで、一回り大きくし、「いま、とにかく何とかしなければならない」という部分を強調することの必要ではないかと考える。

県や国の補助事業は、2、3年過ぎると必ず切れる。何も行わなくなるという問題が必ず発生した。生涯学習課の協働教育推進事業も、2、3年の事業として予算がついているため、4年目からは、県の補助がないので市町村でやらなくなるということが一番の問題になるという認識で、「公の方針のもとに事業を実施してください」という文言を事業パンフレットに入れて配付を行った。その結果、各市町村では、そのまま継続したところもあれば、止めてしまったところもある。

私が関与している蔵王町では、今年度で学校支援地域本部事業が終了する。来年度、文部科学省で新しい事業を始めるようだが、その中に町の事業が組み込まれるかどうかは別として、学校支援地域本部事業のために国から補助を受けてきた200万円に、地域コーディネーターの経費を含めて、来年度予算として、町単独で260万円の予算要求を行っている。そこまで行ってくれる町もある。

やはり継続することが必要であり、町の教育委員も常に、「予算がなくなったら終わりなのか。」「こんなに良くなっているのになぜなのか。」と意見を言うことから、町としても予算を取らざるを得なくなる。これからの行政は、そのように仕向けていくことも必要であると思う。色々な支援を勝手に行うのではなく、支援もするが、今後ともやってほしいことは明確に相手側に伝え、場合によっては、やらざるを得ない状況に仕向けていくことが重要と感じる。

教育企画室長 この計画は策定して完了ということではない。我々としては、この4月以降の取組として、行政サイドの県そして市町村としてできることを進めていかなければならない。県がこの計画の中でどのような取組をするかということは含めているが、市町村については、取組についての温度差があることから、今後、この市町村に対しての働きかけを進めていく必要があると思っている。そこは、この新年度において前向きに取り組んでいきたいと考えている。

委員長 それと同時に、国が交付金を出すときに、これまでは行政に限っていたが、最近は、「NPOにも出す」ということで間口を広げており、志のあるところにも応援をするという姿勢になっている。その辺も、うまくこの計画を動かしていく中で、幅広く見てほしいと考える。

計画の大筋については、本日、事務局に意見を伝えたので、この後の調製は事務局に任せることとしたい。

### 13 次回教育委員会の開催日程について

委員長 次回の定例会は、平成23年3月16日（水）午後1時30分から開会する。

14 閉 会 午後5時47分

平成23年4月19日

署名委員

署名委員